

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成 27 年 1 月総務省）に定める評価基準及び評価方法による。ただし、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準による。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

② 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～58 年

工作物 5 年～80 年

物品 2 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち美作

市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜き方式によっています。

2. 重要な会計方針等の変更

重要な会計方針等の変更はありません。

3. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4. 偶発債務

偶発債務はありません。

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
勝英衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	38.03%
岡山市市町村税整理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.99%
岡山市市町村総合事務組合（一般）	一部事務組合・広域連合	比例連結	8.7710438766%
岡山市市町村総合事務組合（拠出）	一部事務組合・広域連合	比例連結	9.4198374484%
柵原、吉井、英田火葬場施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	20.69%
岡山県後期高齢者広域連合（一般）	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.95%
岡山県後期高齢者広域連合（特別）	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.95%

勝田郡老人福祉施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	21.0%
美作市土地開発公社	第三セクター等	全部連結	—
有限会社大原農業振興センター	第三セクター等	全部連結	—
株式会社みまちゃんネル	第三セクター等	全部連結	—
株式会社バレンタインホテル	第三セクター等	全部連結	—
株式会社特産館みまさか	第三セクター等	全部連結	—

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている資産

イ 内訳

事業用資産 36,766 千円

土地 36,766 千円

令和 5 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。